**通所系サービスの事業所規模による区分の確認・届出**

　通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）事業所については、前年度の利用者数の実績による事業所の規模（通常規模、大規模Ⅰ、大規模Ⅱ）に応じた介護報酬が設定されていることから、事業者は毎年3月、事業所規模区分の確認を行う必要があります。

**1 全ての通所系サービス事業者が行うこと　＝事業所規模区分の確認**

すべての通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）事業者は、前年度実績（3月を除く）を元に、参考1「通所介護事業・通所リハビリテーション事業に係る利用者の動向」を作成し、「事業所規模による区分」を確認してください。

なお、**届出の要否にかかわらずこの書類は５年間必ず保存**してください。

**(1)事業所規模区分**

|  |
| --- |
| **通所介護・令和6年5月までの通所リハビリテーション** |
| **区分** | **施設基準** |
| 通常規模型 | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**750人以内** |
| 大規模型Ⅰ | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**750人を超え900人以内** |
| 大規模型Ⅱ | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**900人超** |

  ※通所介護事業所の場合、前年度の1月当たりの平均利用延人員数には、一体的に事業を実施している第一号通所事業（現行相当サービスのみ）の前年度1月当たりの平均利用延人員数を含む。

|  |
| --- |
| **令和6年6月以降の通所リハビリテーション** |
| **区分** | **施設基準** |
| 通常規模型 | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**750人以内** |
| 大規模型 | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**750人超** |

 ※通所リハビリテーション事業所の場合、前年度の1月当たりの平均利用延人員数には、一体的に事業を実施している介護予防通所リハビリテーション事業所の前年度1月当たりの平均利用延人員数を含む。

**(2)作成書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **様式番号** | **様式名** | **Excel形式** |
| 参考1 | 利用延人員計算シート | [利用延人員数計算シート（エクセル：29KB）](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/8536/sankou1_0303.xlsx) |

**2 事業所規模区分に変更がある場合　→届出が必要です**

上記1の事業所規模区分確認の結果、区分に変更がある場合は、毎年3月15日までに必ず届出を行ってください。

 **(1)必要書類**

|  |
| --- |
| **必要書類** |
| **様式番号** | **様式名** | **その他形式** |
| 別紙2 | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 | [介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（エクセル：55KB）](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19916/taiseitodoke_bessi2_0303.xls) |
| 別紙11-2 | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 | [介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（エクセル：266KB）](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19916/0410_taiseiichiranhyou.xlsx) |
| 参考1 | 利用延人員計算シート | [利用延人員数計算シート（エクセル：29KB）](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/8536/sankou1_0303.xlsx) |

**(2)提出方法**

電子メール又は郵送（郵送の場合は、上記の書類２部（製本・副本）と、切手を貼付し送付先を記入した返信用封筒を郵送してください。副本は受付後、事業者控として返却します。）

**(3)提出期限**

毎年3月15日（休日の場合は翌営業日）必着

[**(4)問合せ先及び提出先**](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/shinsei-madoguchi.html)

* ア　蕨市、戸田市内の事業所→県庁（高齢者福祉課）
* イ　その他の地域の事業所（さいたま市、川越市、越谷市、川口市及び和光市内の事業所

　を除く。）→事業所を管轄する各県福祉事務所

**3 令和６年度介護報酬改定に伴う見直しについて**

　令和6年度介護報酬改定により、令和6年6月から通所リハビリテーションの事業所規模区分が変更になります。（上記1参照）

　なお、令和6年度当初に「大規模型Ⅰ」又は「大規模型Ⅱ」の通所リハビリテーションは、令和6年6月から一括で「大規模型」に変更されますので、変更の届出は不要です。

　一方で、以下の要件すべてに該当する「大規模型」の通所リハビリテーションは「通常規模型」と同等の評価が行われますが、この変更については届出が必要となりますのでご注意ください。
　・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80％を超えていること。
　・ リハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。

　また、上記に係る届出の提出期限は、令和6年５月15日（水）までになります。

　必要書類の様式等は「通所系サービスの事業所規模による区分の届出（https://www.pref.
saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/jigyoushokibo.html）」をご確認ください。

**４　注意事項**

* 「事業所規模による区分」以外に係る部分についても、体制等状況に変更がある場合は、別途書類が必要になる場合があります。
* 体制等状況の変更に伴い運営規程を改定する場合は、運営規程の変更に伴う変更届の提出が必要になります。

※　様式は、「さいたま介護ねっと」（http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/）からダウンロードできます。

※　提出について各事業所あてに個別通知は行いません。必ず「さいたま介護ねっと」をご確認ください。